

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

私が20歳になったとき、夫が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間については、夫が、自治会長を通じて家族全員分の国民年金保険料を毎月納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人と同居し、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫、義父及び義母は、申立期間を含む国民年金加入期間について、保険料を完納していることから、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時の国民年金保険料を実際に納付していたとする申立人の夫は、申立期間当時の集金の方法等について具体的かつ詳細に証言しているとともに、同人が主張する当該期間の保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致しており、申立人の夫の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に会社を退職し、すぐに国民年金に任意加入した。国民年金保険料は、地区の婦人会が自宅へ集金に来ており、毎月納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入した昭和 50 年 5 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、住所の変更は無く、生活状況に大きな変化も無かったとしていることから、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年10月まで
昭和46年2月に会社を退職し、病気のため雇用保険の給付を受けることができず、母親が医療費や国民年金保険料を納付してくれた期間が有り、46年2月から47年10月までの期間については、地区の婦人会に納付したので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を毎月集金人に納付したと主張しているが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿等）は無く、その母親は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年3月まで
毎月私の店に集金に来ていた隣保班長に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月隣保班長に納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫も当該期間に係る保険料は未納となっている。

また、隣接して居住していた人たちからは、隣保班長が国民年金保険料を集金していたという証言は得られたものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られないとともに、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間については、地区の集金人に国民年金保険料を現金で納付し、集金人の受領印が押された「国民年金保険料納付組合預りカード」を所持しており、また、A 市役所から送付された国民年金保険料納入通知書で保険料を納付し、金融機関の領収日付印がある領収書を別に所持している。

申立期間の国民年金保険料は、重複して納付しているので保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金保険料を集金人と金融機関に重複して納付したと主張しているが、A 市は、申立期間当時、集金人が国民年金保険料を預かった際に「国民年金保険料納付組合預りカード」に受領印を押し、集金人が納付書で保険料を収納代理店等へ払い込んだ後、収納代理店等の領収日付印のある領収書を被保険者に渡していたと回答していることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立期間当時、申立人の居住地区の国民年金保険料の収納業務を担当していた集金人も、A 市の回答と同様の証言をしており、申立人が申立期間の保険料を重複して納付したとは考え難く、このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が提出した「昭和 52 年度国民年金保険料納付組合預りカード」の昭和 52 年度の第 1 期の受領印欄に「6,600」「6 25」と記載されているのは、昭和 52 年 6 月 25 日に申立人が同期に係る国民年金保険料の 6,600 円を集金人に預けた日と推認でき、また、同期の保険料を金融機関に納付し

た日は、同様に提出した「昭和 52 年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」に「52. 6. 27」の領収日付印があることから、申立人から保険料を預かった 2 日後に、集金人が金融機関に当該保険料相当額を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 4 日から同年 2 月 1 日まで

A事業所に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の写し及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所の元経理担当者は、「当時は試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険の加入手続をすることはなく、保険料控除も行っていない。」としており、申立人についても試用期間があったと証言している上、同僚の一人も、「当時試用期間があり、自分は入社後の3か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

また、A事業所は既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。